

建築物エネルギー消費性能適合性判定及び 建築物の建築に関する届出等事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）並びに法第19条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（以下「計画」という。）の届出及び法第20条第2項の規定による計画の通知等の実施に必要な事項を定め、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 省エネ適合性判定を受けようとする者をいう。
- 二 計画書等 第12条第1項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第13条第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 三 変更計画書等 第12条第2項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第13条第3項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 四 建築主事等 建築確認の審査を行う各総合支庁建設部建築課の建築主事及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21に規定する指定確認検査機関をいう。
- 五 届出等 法第19条第1項に定める計画の届出又は法第20条第2項に定める計画の通知をいう。
- 六 届出者等 届出等をしようとする者をいう。
- 七 届出書等 法第19条第1項に定める計画の届出書又は法第20条第2項に定める計画の通知書をいう。

第2章 省エネ適合性判定

(申請書等の提出)

第3条 申請者が計画書等又は変更計画書等（以下「申請書等」という。）を山形県に提出する場合について、次のとおり定める。

- 2 申請書等は、県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）に提出するものとする。
- 3 申請書等の提出部数は、正本1部、副本2部とする。
- 4 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）による。

なお、規則第1条表（い）項に定める設計内容説明書は、設計内容説明書（要領様式第1号）によるものとする。

- 5 申請者は前項で定める添付図書のうち、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書については、電子データ（計算書に用いた各入力シート及びWebプログラム入力情報）を磁気ディスク（CD-R等）に記録したのも提出するものとする。
- 6 申請書等には、山形県手数料条例で定められた金額（以下「手数料額」という。）の山形県証紙を添付するものとする。

（申請書等の受付）

第4条 （略）

（申請書等の取下げ）

第5条 申請者は、提出した申請書等を取下げるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（要領様式第3号）を建築住宅課に提出しなければならない。

（新築等の取りやめ）

第6条 申請者は、省エネ適合性判定を受けた建築物の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の新築等取りやめ届（要領様式第4号）に規則第4条第1項第1号の通知を添付して、建築住宅課に提出しなければならない。

（建築物の譲渡等）

第7条 申請者は、省エネ適合性判定を受けた建築物を譲渡した場合又は建築物の名義を変更した場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の譲渡（名義変更）届（要領様式第5号）を建築住宅課に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、譲渡人又は後名義人が行うこともできる。

（施工状況の報告）

第8条 省エネ適合性判定の適合通知書の交付を受けた建築物の工事監理者は、山形県建築基準法施行細則（昭和37年山形県規則第18号）（以下、「細則」という。）第16条に定める工程のほか、当該建築物の工事が次の工程に達したときは、直ちに建築主事等に口頭で通知するとともに、工程施工状況報告書（細則別記様式第11号の2）を建築主事等に提出しなければならない。

- （1） 断熱工事を終了したとき。
- （2） その他省エネ適合性判定の計算に係る部分で、最終的に隠蔽されて確認できなくなる部分の工事が終了したとき。

(軽微変更該当証明申請書の提出)

第9条 規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、同規則第3条(第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。)に該当していることを証する書面の交付を、山形県に申請する場合について、次のとおり定める。

- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書(要領様式第6号)(以下、「軽微変更該当証明申請書」という。)を申請しようとする者は、申請を行う前に建築住宅課に変更内容について事前相談の上、提出するものとする。
- 3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部、副本2部とする。
- 4 軽微変更該当証明申請書には、申請書等の様式の第二面から第五面、第3条第4項に定める変更計画書等に必要な添付図書等及び第3条第5項に定める磁気ディスクを添えて提出するものとする。
- 5 軽微変更該当証明申請書には、山形県手数料条例で定められた手数料額の山形県証紙を添付するものとする。

(軽微変更該当証明申請書の受付)

第10条 (略)

(軽微変更該当証明申請書の取下げ)

第11条 申請者は、軽微変更該当証明申請書を取下げるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請取下げ届(要領様式第8号)を建築住宅課に提出しなければならない。

第3章 省エネ適合性判定に係る完了検査

(完了検査申請の添付書類)

第12条 省エネ適合性判定の適合通知書の交付を受けた建築物の建築主が、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく完了検査の申請を山形県にしようとする場合について、次のとおり定める。

- 2 建築基準法施行規則(昭和25年省令第40号)に定める図書及び書類に、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理報告書(要領様式第9号)を添えて、当該建築物の所在地を管轄する建築主事等に提出するものとする。
- 3 規則第3条(第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める軽微な変更を行った場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(要領様式第10号)及び説明図書を前項の書類に併せて提出するものとする。
- 4 第1項から前項までの規定は、建築基準法に基づく仮使用認定を受ける場合について準用する。この場合において、「完了検査」とあるのは「仮使用認定」と読み替える

ものとする。

第4章 特定建築物に係る基準適合命令等

(基準適合命令等)

第13条 (略)

(指示等)

第14条 (略)

(指示に係る措置をとるべき命令)

第15条 (略)

(協議)

第16条 (略)

(報告の徴収)

第17条 建築住宅課は、法第17条第1項の規定のうち法第14条に定める部分の規定により、建築主等に対し、報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（要領様式第14号）により行うものとする。

2 前項の規定により建築住宅課から報告を求められた建築主等は、報告書（要領様式第15号）を建築住宅課に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第17条第1項のうち法第16条に定める部分の規定又は法第21条第1項の規定に係る場合について準用する。この場合において、「建築住宅課」とあるのは「総合支庁」と読み替えるものとする。

第4章 建築物の建築に関する届出等

(届出書等の提出)

第18条 届出者等が、届出書等を山形県に提出する場合について、次のとおり定める。

2 届出書等は、当該届出に係る建築物の所在地を管轄する総合支庁に提出するものとする。

3 届出書等の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(届出書等の受付)

第19条 (略)

(届出書等の提出状況の確認等)

第20条 (略)

附 則

この要領は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より適用する。